

メディカル・コーポレートバンキングご利用規定

兵庫県医療信用組合

1.メディカル・コーポレートバンキングサービス

(1) 本契約の当事者

本利用規定を承認し、かつ、兵庫県医療信用組合(以下「当組合」といいます)と預金取引をされている日本国内在住の個人・法人または個人事業主の方が次項に定めるサービスを利用できます。本契約の当事者となるには、当組合からその承諾を受けた個人・法人または個人事業主の方(以下「契約者」といいます)とさせていただきます。

(2) サービスの内容

メディカル・コーポレートバンキング(以下「本サービス」といいます)は、契約者が管理・占有するパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「使用端末機」といいます)を使用して、取引照会、振込・振替、データ伝送、税金・各種料金払込みサービス、その他当組合所定のサービスを利用することができます。

(3) 利用時間

本サービスの利用時間は当組合所定の時間内とします。ただし、当組合の責によらない回線工事等が発生した場合は、取扱い時間中であっても、契約者に通知することなく取扱いを一時停止または、中止することがあります。また、当組合はこの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なおこの場合には、当組合ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表します。

(4) 利用の申込

- ①本サービスの利用の申込みに際しては、当組合所定の申込書により「パスワード」その他必要な事項を届出るものとします。本サービスの申込後、当組合の手続きが終了しますと必要な事項を記載した「サービス開始のお知らせ」が發送されますので、契約

者は所定の設定を行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。

- ②本サービスを利用できる口座は、契約者が当組合所定の申込書により当組合に届出た名義・住所が同一の契約者本人口座(以下「ご利用口座」といいます)とします。なお、本サービス申込の際には、「ご利用口座」の中から1つの口座を「代表口座」として届出るものとします。

(5) マスターユーザおよび一般ユーザ

①マスターユーザ

イ.契約者または契約者から本サービスの利用に関する管理権限を授権された利用担当者(以下「マスターユーザ」といいます)は、本サービスの利用に関する「ログインID」と「ログインパスワード」「確認用パスワード」(以下「パスワード等」といいます)の設定等を行うこととし、他の利用担当者にこれらの行為をさせてはならないものとします。なお、マスターユーザとして登録することができるのは、ただ一人です。

ロ.当組合は、マスターユーザによるログインID、パスワード等の設定等である限り、それを契約者の真正な意思による行為とみなし、それにより生じた損害について一切責任を負わないものとします。

ハ.契約者は、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更があった場合、当組合所定の方法により速やかにパソコンを操作し登録変更するものとします。

ニ.契約者は、ログインID、パスワード等の管理、使用について全ての責任を持つものとし、理由の如何にかかわらずマスターユーザ以外の第三者に開示または使用させてはならないものとします。

②一般ユーザ

イ)本サービスの利用に関してマスターユーザが当組合所定の方法により使用端末機を操作して取引を行う権限を有する利用担当者(以下「一般ユーザ」といいます)を設定することができるものとします。なお、一般ユーザとして届出ることができる人数は、当組合所定の人数までとします。

ロ)マスターユーザは、一般ユーザの登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更があった場合、速やかに使用端末機を操作し登録変更するものとします。

ハ)マスターユーザは、一般ユーザの設定または一般ユーザの廃止をすることができます。

ニ)マスターユーザは、一般ユーザに対し、取引の承認ができる管理者権限を付与することができます。管理者権限を付与されたユーザを管理者ユーザといいます。

(6) 本人確認

①本サービスでは当組合に登録されているパスワード等および「照会用暗証番号」「振込振替暗証番号」「承認暗証番号」「確認暗証番号」(以下「暗証番号等」といいます)との一致の確認、その他当組合が定める方法により本人確認を行います。利用に際して必要なパスワード等および暗証番号等、その他の本人確認方法、設定方法等は当組合が定めるものとし、当組合が必要とする場合、変更することができるものとします。

②契約者がパスワード等および暗証番号等を指定する場合は、生年月日や電話番号等第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、契約者の責任において適切な番号を指定し厳重に管理するものとし、それらの番号の指定や管理状況について当組合は責任を負いません。

③契約者は、一定の期間毎にパスワード等および暗証番号等の変更を行うものとし、変更を行う場合には、当組合所定の方法によるものとします。

④当組合が送付するパスワード等が記載されている

「サービス開始のお知らせ」ならびにパスワード等および暗証番号等、使用端末機は契約者本人が厳重に管理し、他人に知られることのないよう、また紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。万一パスワード等および暗証番号等が他人に知られたり、またはその恐れがある場合、紛失・盗難があった場合は、契約者は速やかに当組合に届出のものとします。届出の受付により、当組合は本サービスの利用を停止します。この停止により、すでに依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は契約者の意思により撤回されたものとします。

⑤本項④の届出前に当組合が本規定に従って本人確認をして処理を実施した場合、パスワード等および暗証番号等について不正使用、その他の事故があっても当組合は当該処理を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については当組合は責任を負いません。

⑥本サービスの利用について届出られたパスワード等および暗証番号等と異なる入力が連続して行われ、当組合の任意に定める回数に達した場合、そのパスワード等および暗証番号等は無効となります。この場合には、すでに依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとします。パスワード等および暗証番号等を再度設定する場合は、当組合に連絡のうえ所定の手続きをとってください。

2. 取引照会サービス

(1) サービスの内容

①取引照会サービスとは、予め当組合所定の申込書により指定したご利用口座の残高照会、入出金明細照会等の口座情報および本サービスでの取引結果のご確認を提供するサービスをいうものとします。なお、使用端末機の種類により本サービスを提供できる照会内容および対象となる預金科目は異なります。

②取引照会サービスの利用に際しては、予め届出のログイン ID およびログインパスワード、照会用暗証番号との一致を確認したとき、当組合は送信者を契約者本人と認めデータの送信を行います。

③当組合が本項②によりデータ送信を行ったうえ、本人確認のためのパスワード等および照会用暗証番号の盗用、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当組合は責任を負いません。

(2) 通知内容の変更等

当組合がデータの送信を行った後に取引内容の変更があった場合には、当組合は契約者に通知することなく、すでに送信した内容を変更または取消しすることがあります。

3. 振込・振替サービス

(1) サービスの内容

①本サービスにおいて、依頼日当日に予め契約者が指定した契約者名義のご利用口座(以下「支払指定口座」といいます)から振込資金、振込手数料または、振替資金(以下「振込・振替資金等」といいます)を引落しのうえ、契約者が指定した当組合または他の金融機関国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます)あてに振込通知を発信し、または、振替の処理(以下「振込・振替」といいます)を行う取引ができます。

②契約者は、振込・振替指定日として、当組合の別途定めた期間内における営業日を指定できるものとします。

③本項①における入金指定口座の指定は、都度契約者が指定する方式(以下「都度指定方式」といいます)により取扱います。

④振込・振替サービスは次の各号の区分により取扱います。

イ)支払指定口座と入金指定口座が同一店舗にない場合、または支払指定口座と入金指定口座とが同一店

舗内にあっても名義が異なる場合は「振込」として取扱います。

ロ)支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内にあり、かつ同一名義の場合には「振替」として取扱います。

ハ)支払指定口座の指定方法は、契約者が予め当組合所定の書面により届け出るものとします。その際、当組合が書面に使用された印影と届け出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 振込・振替取引の依頼

①1日あたりの振込金額または振替金額(以下「振込・振替金額」といいます)は、予め契約者が使用端末機で登録した金額(以下「振込・振替限度額」といいます)の範囲内とします。ただし、振込・振替限度額は当組合所定の上限金額を超えないものとします。また、当組合は契約者に事前に通知することなく、この上限金額を変更する場合があります。ただし、契約者の指定した振込限度額が変更になった場合、その時点で予めご依頼いただいている取引のうち未処理のものについては、変更後の限度額にかかわらず実行するものとします。

②本サービスによる振込・振替取引を依頼する場合には、予め当組合が定める方法および操作手順に基づいて、使用端末機により送信を行い、入金指定口座のある金融機関名・支店名・および当該口座の預金科目・口座番号・名義、ご利用口座、振込・振替金額、その他の所定の事項を使用端末機によって、当組合所定の方法により入力してください。振込・振替予約の場合には、振込・振替日も入力してください。当組合は入力された事項を依頼内容とします。

③当組合が受信した本人確認のためのパスワード等および暗証番号等と予め設定されているパスワード等

および暗証番号等との一致を確認した場合には、依頼内容を使用端末機に返信します。

(3) 振込・振替先の口座確認

①本サービスの都度指定方式において、契約者は、当組合所定の提携金融機関に対し、振込・振替先口座が、振込先の金融機関に存在するかどうかを確認するサービス（以下「口座確認」といいます。）を利用することができます。なお、口座確認は当組合所定の利用時間以外など利用できない場合がありますので、振込先を十分確認のうえご利用ください。

②本サービスによる口座確認を依頼する場合には、使用端末機により予め当組合が定める方法及び操作手順に基づいて、振込先情報を入力すると、振込・振替先口座の確認結果を当組合所定の方法により、使用端末機の画面に表示しますので、受取人名義を確認してください。

③当組合所定の回数を超えて、実際の振込・振替取引を伴わない口座確認の利用があった場合、当組合は口座確認の利用を停止することがあります。口座確認を再度利用する場合は、当組合に連絡のうえ所定の手続きをとってください。

(4) 振込・振替取引の成立

①依頼内容は、当組合が受信した本人確認のためのパスワード等および暗証番号等と予め設定されているパスワード等および暗証番号等との一致を確認した時点で確定し、当組合は依頼内容に基づいて振込・振替を行います。当組合がパスワード等および暗証番号等の一致を確認して取扱いましたうえは、パスワード等および暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

②依頼内容が確定したときは、本サービスの画面および、予め設定されているメールアドレス宛に通知する電子メール(以下「電子メール」といいます)でその旨を契約者に通知しますので、確認してください。受付完了を確認できなかった場合は、依頼内容照会

機能で確認するか、当組合に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

③当組合は依頼内容確定時(ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当組合所定の時刻)に、振込・振替資金・振込手数料等を預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、支払指定口座から自動的に引落します。なお、この際支払指定口座からこの引落しができなかった場合(残高不足、支払指定口座の解約、その他正当な理由による支払停止等の場合は)、当該振込・振替の依頼は取消しされたものとして扱います。

④振込・振替取引が成立したときは、当組合は、依頼内容に基づいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。

⑤入金指定口座なし等の事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、支払指定口座に入金します。尚、この場合、振込手数料は返却しません。

⑥当組合が契約者の依頼に基づき発信した振込について、振込先の金融機関から当組合に対して振込内容の照会があった場合には、当組合は依頼者に対し依頼内容について照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当組合の照会に対して照会日の翌々営業日までに回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合には、当組合は振込資金を支払指定口座に入金します。尚、この場合、振込手数料は返却しません。また、これにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。

(5) 振込・振替予約における振込・振替資金引落し不能の場合の取扱い

振込・振替予約の場合には、当組合は、前項②に規定する依頼内容の確定の通知を送信していても、前項③に規定する振込・振替資金等の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振

込・振替の取扱いはしません。この場合、当組合は、契約者に対し振込・振替資金等の引落し不能の旨は通知しません。また、前項③に規定する自動引落しに関して、振込・振替指定日に支払指定口座からの引落し(メディカル・コーポレートバンキングによるものに限られません)が複数あり、その引落しの総額が支払指定口座の支払可能残高(当座貸越を利用できる金額を含む)を超えるときは、そのいずれを引落すかは、当組合の任意とします。

(6) 依頼内容の変更・組戻

①振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合は、当該取引のご利用口座がある当組合本支店の窓口において次の訂正の手続きにより取扱いします。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻し手続きにより取扱いします。

イ)訂正の依頼にあたっては、当組合所定の依頼書に当該取引のご利用口座にかかる届出の印章により記名捺印して提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料を求めることがあります。

ロ)当組合は、所定の依頼書に基づいて、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

②振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取り止める場合には、当該取引のご利用口座がある当組合本支店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱いします。

イ)組戻の依頼にあたっては、当組合所定の依頼書に、当該取引のご利用口座にかかる届出の印章により記名捺印して提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料を求めることがあります。

ロ)当組合は、所定の依頼書に従って組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

ハ)組戻された振込資金は、所定の依頼書に指定された方法により返却します。この場合、当組合所定の本人確認資料を求めることがあります。

③本項②の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

④所定の依頼書に使用された印鑑と届出の印鑑とを相違ないものとして照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

⑤振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または、依頼の取消はできません。

(7) 使用端末機による依頼の取消

①振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の前営業日までに関限り、使用端末機によって依頼の取消を行うことができます。

②本項①の使用端末機による依頼の取消の取扱いについては、3.(4)の規定を準用します。

(8) 取引内容の確認等

①本サービスにより振込・振替取引を行った場合は、お取引後及び振込指定日以後速やかに普通預金通帳等への記入または当座勘定取引明細表により取引内容を照合してください。また本サービスによる振込・振替取引における領収書等の発行は省略させていただきます。取引内容については、使用端末機により、当組合所定の期間・方法によって照合することができます。

②万一、取引内容等に相違があるときは、直ちにその旨を当組合に連絡してください。

③契約者と当組合の間で取引内容に疑義が生じた場合には、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱いします。

4. データ伝送サービス (総合振込、給与等振込)

(1) サービスの内容

①本サービスにおいて、支払指定口座から振込・振替資金等を引落しのうえ、総合振込または給与振込・

賞与振込の処理(以下「給与等振込」といいます)を行う取引ができます。

②データ伝送サービスの各データは、当組合所定のデータ受付時限までに、当組合所定の方法により伝送を完了するものとします。ただし、当組合は契約者に事前に通知することなくデータ受付時限を変更することができるものとします。

③データ伝送サービスにおける総合振込、給与等振込の振込先は、当組合または他の金融機関国内本支店の預金口座とします。

(2) データ伝送の依頼

①1日あたりの利用限度額は、予め契約者が当組合所定の書面によりサービス毎に登録した金額の範囲内とします。

②本サービスによるデータ伝送を依頼する場合は、予め当組合が定める方法および操作手順に基づいて、使用端末機により依頼内容を記録した依頼明細データを送信するものとします。

③契約者は、振込・振替資金等を、当組合所定の日までに指定した支払指定口座に入金してください。

(3) データ伝送取引の成立

①依頼内容は、当組合が受信した本人確認のためのパスワード等および暗証番号等と予め設定されているパスワード等および暗証番号等との一致を確認した時点で確定し、当組合は依頼内容に基づいてデータ伝送を行います。当組合がパスワード等および暗証番号等の一致を確認して取扱いしましたうえは、パスワード等および暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

②依頼内容が確定したときは、本サービスの画面および、電子メールでその旨を契約者に通知しますので、確認してください。受付完了を確認できなかった場合は、依頼内容照会機能で確認するか、当組合に照会してください。この照会がなかったことによ

って生じた損害については、当組合は責任を負いません。

③当組合は振込・振替資金等を預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、当組合所定の日の所定の時間に指定された支払指定口座から自動的に引落します。なお、この際支払指定口座からこの引落しができなかった場合(残高不足、支払指定口座の解約、その他正当な理由による支払停止等の場合)は、当該振込の依頼は取消しされたものとします。

④データ伝送取引が成立したときは、当組合は、依頼内容に基づいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。

⑤入金指定口座なし等の事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、支払指定口座に入金します。尚、この場合、振込手数料は返却しません。

⑥当組合が契約者の依頼に基づき発信した振込について、振込先の金融機関から当組合に対して振込内容の照会があった場合には、当組合は依頼者に対し依頼内容について照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当組合の照会に対して照会日の翌々営業日までに回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合には、当組合は振込資金を支払指定口座に入金します。尚、この場合、振込手数料は返却しません。また、これにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。

(4) データ伝送取引における引落し不能の場合の取扱い

当組合は、前項②に規定する依頼内容の確定の通知を送信していても、前項③に規定するデータ伝送取引の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、取扱いはしません。この場合、当組合は、契約者に対し引落し不能の旨は通知しません。また、前項③に規定する自動引落しに関して、指定日に支払指定口座からの引落し(メディカル・コーポレートバンキングによるものに限りません)が複数あり、その引落

しの総額が支払指定口座の支払可能残高(当座貸越を利用できる金額を含む)を超えるときは、そのいずれを引落すかは、当組合の任意とします。

(5) 依頼内容の変更・組戻

①データ伝送取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合は、当該取引のご利用口座がある当組合本支店の窓口において次の訂正の手続きにより取扱いします。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻し手続きにより取扱いします。

イ)訂正の依頼にあたっては、当組合所定の依頼書に当該取引のご利用口座にかかる届出の印章により記名捺印して提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料を求めることがあります。

ロ)当組合は、所定の依頼書に基づいて、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

②データ伝送取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取り止める場合には、当該取引のご利用口座がある当組合本支店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱いします。

イ)組戻の依頼にあたっては、当組合所定の依頼書に、当該取引のご利用口座にかかる届出の印章により記名捺印して提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料を求めることがあります。

ロ)当組合は、所定の依頼書に従って組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

ハ)組戻された振込資金は、所定の依頼書に指定された方法により返却します。この場合、当組合所定の本人確認資料を求めることがあります。

③本項②の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

④所定の依頼書に使用された印鑑と届出の印鑑とを相当な注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変

造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

⑤依頼内容の確定後は依頼内容の変更または、依頼の取消はできません。

(6) 使用端末機による依頼の取消

①当組合所定の期限までに限り、使用端末機によって依頼の取消を行うことができます。

②本項①の使用端末機による依頼の取消の取扱いについては、4.(3)の規定を準用します。

(7) 取引内容の確認等

①本サービスによりデータ伝送取引を行った場合は、お取引後速やかに普通預金通帳等への記入または当座勘定取引明細表により取引内容を照合してください。また本サービスによるデータ伝送取引における領収書等の発行は省略させていただきます。取引内容については、使用端末機により、当組合所定の期間・方法によって照合することができます。

②万一、取引内容等に相違があるときは、直ちにその旨を当組合に連絡してください。

③契約者と当組合の間で取引内容に疑義が生じた場合には、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱いします。

5. 税金・各種料金払込みサービス (Pay-easy : ペイジー)

(1) サービスの内容

①本サービスにおいて、支払指定口座から税金・各種料金(以下「料金等」といいます)の払込み資金を引落しのうえ、契約者が指定した当組合所定の収納機関(以下「収納機関」といいます)に対して払込みを行う取引ができます。

②税金・各種料金払込みサービスで、料金等の払込みが行える収納機関は、当組合と提携のある収納機関に限ります。

③収納機関の指定方法は、契約者が依頼の都度指定する方法により取扱いします。なお、払込み指定日は依

頼日当日に限るものとし、予約扱いはできないものとします。

(2) 料金等払込みの依頼

①1日あたりおよび1回あたりの払込み金額の限度額は、予め契約者が当組合所定の書面によりサービス毎に登録した金額の範囲内とします。

②本サービスによる料金等の払込みを依頼する場合は、使用端末機に所定事項を当組合所定の方法により入力し、当組合宛てに送信してください。当組合は入力された事項を依頼内容とします。ただし、収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、当該納付情報または請求情報が当組合の「メディカル・コーポレートバンキング」に引き継がれます。

(3) 料金等払込み取引の成立

①依頼内容は、当組合が受信した本人確認のためのパスワード等と予め設定されているパスワード等との一致を確認した時点で確定し、当組合は依頼内容に基づいて料金等払込みを行います。当組合がパスワード等の一致を確認して取扱いましたうえは、パスワード等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

②依頼内容が確定したときは、本サービスの画面および、電子メールでその旨を契約者に通知しますので、確認してください。受付完了を確認できなかった場合は、依頼内容照会機能で確認するか、収納機関に直接お問い合わせください。また本サービスによる料金等払込み取引における領収書等の発行は省略させていただきます。

③当組合は払込み資金を預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、依頼日当日の所定の時間に指定された支払指定口座から自動的に引落します。なお、この際支払指定口座からこの引落しができなかった場合(残高不足、支払指定口座の解約、その他正当な理

由による支払停止等の場合)は、当該料金等払込みの依頼は取消しされたものとします。これに起因して契約者が料金等の払込みを行うことができず、契約者に損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。

④収納機関の責に帰すべき事由により、税金・各種料金払込みサービスの取扱いに遅延、不能等が生じ、これに起因して契約者が料金等の払込みを行うことができず、契約者に損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。

(4) 払込みの取消

①料金等払込み依頼の確定後は、依頼内容の取消または変更はできません。料金等の払込みを取消する必要が生じた場合は、契約者と収納機関とで協議してください。

②収納機関の都合により、一度受付けた払込みについて取消となることがあります。

(5) 利用可能時間

税金・各種料金払込みサービスの利用可能時間は、当組合所定の利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当組合所定の利用時間内であっても利用できない場合があります。

(6) 手数料

①税金・各種料金払込みサービスの利用にあたって、当組合所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。

②本項①の利用手数料は、払込み資金とともに当該払込みに係る支払指定口座から支払うものとします。

(7) 収納等に関する照会

収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納業務等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。

6. 手数料

(1) 契約手数料

本サービスの契約手数料は無料とします。

(2) 月額利用料

①契約者は、本サービスの利用にあたって、申込日の属する月の翌月分から、当組合所定の日当組合所定の月額利用料を支払うものとします。(申込月は月額基本料を無料とします)

②当組合は月額利用料の支払いについて、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、代表口座から自動的に引落します。領収書等の発行は省略させていただきます。

③当組合は、月額利用料を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

(3) その他の諸手数料

当組合は月額利用料以外の本サービスに係る諸手数料を契約者に事前に通知することなく改定もしくは新設する場合があります。当該手数料は当組合所定の方法により引落します。

7. 届出事項の変更

(1)ご利用口座・印章・名称・住所・電話番号・電子メールアドレスその他届出事項に変更があった場合には、直ちに当組合所定の方法によって当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2)前項届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類、電子メール等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3)使用端末機等の紛失・盗難等があったときには、直ちに当組合所定の書面により当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. 海外からのご利用

契約者が本サービスを海外からご利用する場合、各国の法令、事情、その他の事由により、取引または機能の全部または一部をご利用いただけないことがあります。尚、海外から利用され損害等が発生しても当組合は責任を負いません。

9. 免責事項等

次の各号の事由により生じた損害については、当組合に責めがある場合を除き、当組合にいつさいの責任を負いません。ただし、パスワード等が盗難(盗取、盗聴等により不正に第三者の知るところとなることをいいます。)され、かつ振込・振替等により不正に預金が減少または不正に当座貸越が実行された場合(以下、「不正な振込等」といいます。)、契約者は次条に基づき補てんの請求を申し出ることができるものとします。

(1)災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由により振込・振替資金等の入金不能、入金遅延等があったとき。

(2)当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通により振込・振替資金の入金不能、入金遅延等があったとき。

(3)当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由により振込・振替資金の入金不能、入金遅延等があったとき。

(4)電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード等や取引情報が漏洩したとき。

(5)本サービスの提供にあたり、当組合が当組合所定の確認手段を行った上で送信者を契約者とみなし取扱いを行った場合において、使用端末機、パスワード等につき、偽造、変造、盗用または不正利用その他の事故があったとき。

(6)申込書類等に使用された印章と届出の印章とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合に、それらの書類につき偽造、変造、盗用または不正利用その他の事故があったとき。

(7)当組合及び金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことによりパスワード等や取引情報などが漏洩したとき。

(8)パソコンが正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立したことにより損害が生じたとき。

(9)契約者の責によるメールアドレスの相違等により、当組合からの通知等が延着し、または到着しなかったことにより損害が生じたとき。

10. パスワードの盗難等による振込等

(1)不正な振込等については、次の各号の全てに該当する場合、契約者は当組合に対して次項(2)に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。

①パスワード等の盗難または不正な振込等に気づいてから速やかに、当組合への通知が行われていること。

②当組合の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること。

③当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他盗難にあったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力していること。

(2)前項(1)の申出がなされた場合、不正な振込等が契約者の故意または重過失による場合でなく、かつ、利用する端末の安全対策やパスワード等の管理を十分に行っている等、契約者が無過失である場合、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害(取引金額、手数料および利息)の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。なお、契約者が無過失と認められない場合にも、故意または重大な過失が無い場合には、補てん対象額の一部を補てんすることがあります。

(3)前項(1)、(2)は、前項(1)にかかる当組合への通知が、パスワード等の盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行わ

れた日。)から、2年を経過する日に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)前項(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんを行いません。

①不正な振込等が行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ)不正な振込等が契約者の重大な過失により行われたこと。

ロ)契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人によって行われたこと。

ハ)契約者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

ニ)他人に強要されて不正に行われたこと。

ホ)端末機および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われたこと。

ヘ)契約者が法人の場合に使用人が自ら行いもしくは加担した盗難により行われたこと。

ト)本サービスを利用する際に必要な口座番号等の契約者情報が、契約者に到達する前に生じた盗難または紛失により行われたこと。

②パスワード等の盗難等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

(5)当組合が前項(2)に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった預金(以下、「対象預金」といいます。)について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当組合が前項(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金に関する権利は消滅します。

(7)当組合が前項(2)により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗難されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1 1. 解約等

(1)本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は、当組合所定の申込書によるものとします。

(2)代表口座が解約されたときは、本サービスは全て解約されたものとします。

(3)ご利用口座が解約されたときは、その口座に関する限度において本契約は解約したものとします。

(4)契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当組合は契約者にその旨の通知を発信することなく、この契約を解除できるものとします。

①当組合に支払うべき所定の手数料を当組合所定の期間支払わなかったとき。

②支払いの停止または破産、もしくは民事再生手続開始の申立等があったとき。

③相続の開始があったとき。

④手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

⑤住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明となったとき。

⑥1年以上にわたり取引照会サービス、振込・振替サービスその他当組合所定のサービスのいずれかも利用がないとき。

⑦契約者がこの規定に違反した場合等、当組合が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。

1 2. サービスの追加

本サービスに今後追加される取引または機能について、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当組合が指定する一部の取引または機能についてはこの限りではありません。

1 3. サービスの休止・廃止

(1)当組合はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスの全部または一部を休止することができます。この中断の時期および内容については、当組合ホームページその他の方法により通知するものとします。

(2)当組合は、契約者に事前に通知することなく、本規定に基づくサービスの全部または一部を廃止する場合があります。この場合、本規定を変更する場合があります。この廃止の時期および内容については、当組合ホームページその他の方法により通知するものとします。

1 4. サービス内容・規定の変更

(1)本規定の内容については、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前項(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当の期間を経過し、かつ公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。ただし、相当の事由があると認められる場合ならびに契約者の不利益とならないと認められる場合には1ヶ月未満に短縮できるものとします。

(3)その場合は、変更日以降は、変更後の規定に従い取扱うものとします。尚、当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても当組合は一切責任を負いません。

1 5. 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、関係する預金規定等により取扱います。

1 6. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当組合から特に申出のない

限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

(2)本契約に関する訴訟については、当組合本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17. 所定事項のホームページ等への掲載

当組合所定の事項については、当組合のホームページ等に掲載いたしますので、本サービス利用の際には最新の内容をご確認のうえ、ご利用ください。

(令和5年11月1日 現在)

尚、契約者が本サービスを利用された場合には、当組合所定事項の内容についてご承諾いただいたものとみなします。

18. 譲渡・質入等の禁止

本契約に基づく契約者の権利および預金等は、譲渡・質入することはできません。

19. 成年後見等の届出

(1)家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面によって代表口座のお取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要事項を書面によって代表口座のお取引店に届出てください。

(3)すでに補助、保佐、後見開始の審判をうけている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、本条(1)項および(2)項と同様に代表口座のお取引店に届出てください。

(4)本条(1)項から(3)項までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に代表口座のお取引店に届出てください。

(5)本条(1)項から(4)項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

20. 準拠法・合意管轄

(1)本契約の契約準拠は日本法とします。